

スマートコンシューマー育成講座

近年、製品事故や食品、また携帯電話など暮らしに欠かせない商品やサービスでの消費者トラブルが増え、内容も複雑になってきています。スマートコンシューマー講座ではこのような身近な問題について専門の講師を迎え開催します。

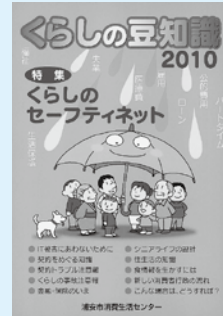
日時・場所・内容 下表のとおり

対象 市内在住・在勤・在学の方、原則として「Aコース」または「Bコース」(A・Bコース両方も可)の全てに参加できる方

定員 24人 多数の場合は2月25日(木)午後2時から公開抽選

申込 2月24日(水)(必着)までに、電話またはハガキ、FAX、メールで【コース名・氏名(ふりがな)・住所・電話番号を記入の上】お申し込みください。

申込先 浦安市消費生活センター
〒279-0002 北栄1-1-16、TEL:390-0086、FAX:390-6521
Eメール: urasen@city.urayasu.lg.jp



※講座の参加者全員に「2010年版くらしの豆知識」を差し上げます。

コース	日程	場所	時間	内容	講師
くらしの安心・安全 Aコース	3月10日(水)	消費生活センター 会議室	午後2時 ～ 午後4時	家電製品事故から暮らしを守ろう	独立行政法人 製品評価技術基盤機構
	3月17日(水)			薬と健康食品の正しい使い方・選び方	薬事アドバイザー 石井 富佐恵 氏
	3月24日(水)			安全な資産運用で大切なお金を守ろう	ファイナンシャルプランナー 鍵山 健一 氏
Bコース	3月12日(金)	消費生活センター 会議室	午後2時 ～ 午後4時	有料老人ホームの選び方と契約の仕方	社団法人 全国有料老人ホーム協会
	3月19日(金)			楽しく学ぼう 携帯電話の使い方(初級者向き)	NPO法人 竹箒の会

※ Bコースの「楽しく学ぼう 携帯電話の使い方」は実際に携帯電話機を利用して学習します。これから購入を考えている方や、既に持っているけど使い方が良くわからない方などに丁度良い内容です。(当日は携帯電話機を用意しますので、お持ちでない方もぜひご参加ください)

※ 消費生活センターには、駐車場がありませんのでお車での来所はご遠慮ください。(駐輪は可)

スマートコンシューマー

かしこい消費者になろう!

浦安市消費生活センター
〒279-0002
浦安市北栄1-1-16
TEL 047-390-0086
FAX 047-390-6521
Eメール urasen@city.urayasu.lg.jp

お知らせ 消費者庁がスタートしました

センター掲示板 スマートコンシューマー育成講座開催

解決できます! 借金問題! 勇気をだして相談を!

誰にも相談できず一人で悩んでいませんか?
周囲の方で借金問題を抱えているような方はいませんか?
借金の清算方法にはいろいろな方法があります。
どのような手続きが良いか一緒に考え、生活再建を目指しましょう。



消費生活センターでは、専門の相談員が債務の状況や収入などについてお聞きしながら、債務整理の方法(任意整理・民事再生・自己破産・特定調停)について説明し、必要に応じて法律専門家(弁護士や司法書士)につなぐなど、より早い解決へのお手伝いをさせていただきます。

※法律専門家へ一人で相談することが難しい場合、相談員や職員が同行することもできます。一人で考え込まず、今すぐ相談してください。

お問い合わせ・ご相談は

◆浦安市消費生活センター◆

電話番号 390-0030

月～金曜日、第2・4土曜日

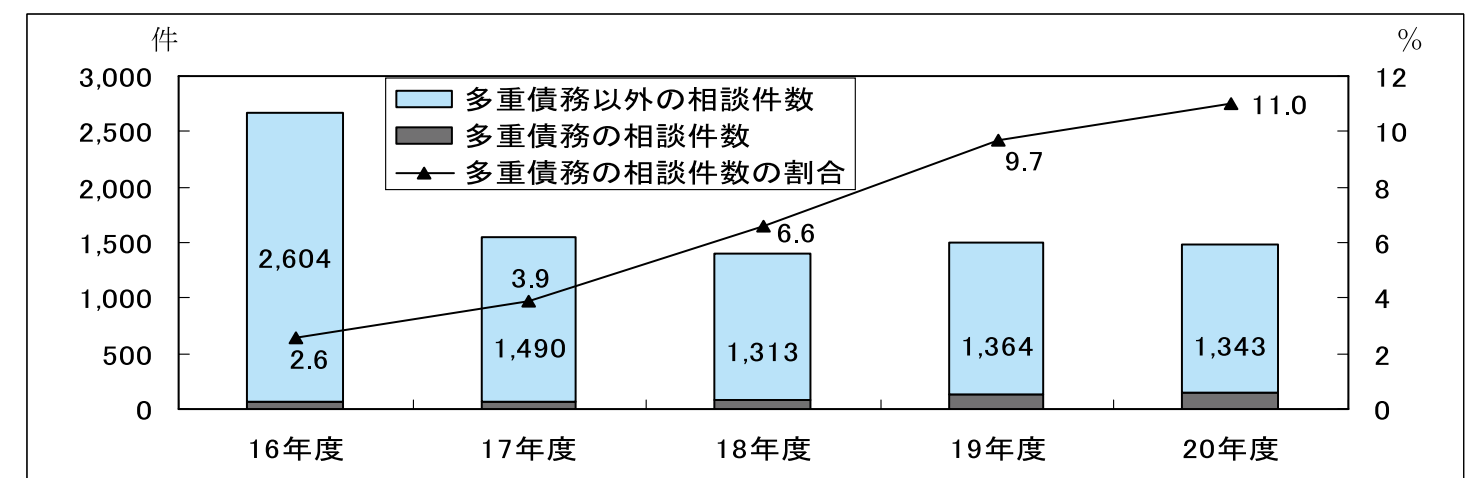
(午前10時～午後4時)

◆千葉県(24時間・365日体制)◆

電話番号 043-247-0441

面接相談は予約制

下表は、浦安市消費生活センターで過去5年間に受付けた消費生活相談と多重債務相談の件数の状況です。平成17年度から全体の相談件数は減少していますが、多重債務に関する相談は年々増えています。(相談件数の減少の原因は主に架空請求や不当請求関連の相談が減少したことによるものです)



省エネ度チェック!



チェック	チェック項目
	暖房器具の設定温度をこまめに調整していますか。
	使わない電源はOFFにしていますか。
	衣類で温度の調整をしていますか。
	出かけるときはプラグを抜いて待機電力をカットしていますか。
	シャワーのときなど、お湯をこまめに止めていますか。

PRINTED WITH SOYINK この用紙は、再生紙を使用しています。

エステサロンでこんなトラブルが…

(相談事例)

友人に誘われ美顔エステサロンのお店に行った。肌診断をしてもらくと、肌荒れがひどくお手入れが必要といわれ、1セット8万円の基礎化粧品(1か月分)を勧められた。現金を持っていないので断ると、クレジットで購入できると言われた。半年は続けないと効果が期待できないというので、8万円6セットで48万円を契約した。マッサージのサービスもついていると言われていたので、数回お店に通った後に倒産の連絡が書面で届き愕然とした。今後も支払い続けないといけないのでしょうか？



(相談員からのアドバイス)

最近景気の悪化につれ、エステサロン等のサービスを提供する事業者の倒産が目立つようになり、それに伴う苦情相談が多く寄せられています。破産管財人がついたとしても事業者に残っていなければ、債権者であっても十分に被害が回復できないのが現状です。被害額を最小限にするよう、迅速な対応が必要です。

上記の相談事例では、今後の支払いを止めるために業者に契約の解除の書面(コピーを保存)を簡易書留で送付し、信販会社に、支払い停止の抗弁書(コピーを保存)を送付しました。また、引き落としの銀行口座の残高を少額にするように助言しました。

エステ、外国語会話教室、学習塾などの目的を達成するための契約は、長期間、継続的なサービスを受けることが一般的ですが、このような契約はサービスの質が不明瞭なので、契約後にサービスの内容に不満が生じ解約したいなどの相談もあります。

契約する際は、長期契約や大量に商品を購入することは避けましょう。

エステ、外国語会話教室、学習塾のようなサービス取引は特定商取引法でクーリング・オフや中途解約ができます。不安に感じたら、すぐに消費生活センターへ相談してください。



取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での、*原則すべての商品・役務の取引が対象	8日間
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘を受けた、*原則すべての商品・役務の取引が対象	8日間
特定継続的役務提供	エステ・学習塾・結婚相手紹介サービス等の継続的契約。店舗契約を含む	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法による取引。店舗契約を含む	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法による取引。店舗契約を含む	20日間

※平成21年12月から改正特定商取引法が施行され、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売において、原則すべての商品・役務(サービス)と指定権利が規制対象となりました。ただし、クーリング・オフ等になじまない商品・役務は、規制の対象から除外されています。

消費生活
アドバイザー

057010641370
「消費者ホットライン」
まもろうよみんなを

消費生活トラブル(訪問販売やしつこい電話勧誘、また携帯電話やハガキで身に覚えの無い請求をうけたなど)に巻き込まれた時、最寄りの相談窓口につながる全国統一の電話番号です。原則として年末年始を除き毎日利用できます。(身近な消費生活センターの電話番号をご存知の方やすでに継続して相談をしている場合はそちらの電話番号へおかけください)

消費者庁がスタートしました

平成21年9月1日、「消費者が安心して消費生活を営むことができる」よう新しい内閣府の外局として「消費者庁」が設置されました。

消費者庁の役割は？

私たちが安全で安心に暮らしていくためには、食品の品質・表示、電化製品等の安全性、また、高齢者、若者を狙った悪質商法などの被害に会わないようにすることが重要となっています。

消費者庁は、消費者の利益を第一に考え、「取引」「表示」「安全」など、消費者の安全・安心にかかわる問題を幅広く所管し、消費者行政全般についての司令塔の役割をします。

これまで食品問題やガス湯沸器等の製品事故、高齢者をねらう悪質商法など、様々なトラブルが発生していますが、各省庁で縦割りの行政対応となっていたため迅速な対応が困難となっていました。これからは、消費者庁によって消費者事故に関する情報が一元化されるため、情報が一か所に集中し、迅速な対応が可能となります。

消費者委員会は何をするの？

消費者庁を監視する立場として、消費者委員会があります。外部の有識者からなるこの組織は、消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みであり、消費者庁を含めた消費者行政全般を監視します。

また、消費者委員会自らが、積極的に調査審議を行い、総理大臣に対して、被害の発生または拡大の防止のため、勧告するなど消費者庁を後押しします。

消費者委員会の委員は、消費者問題にかかわってきた民間の専門家10人以内で構成されており、消費者庁と消費者委員会は、「車の両輪」として、消費者行政を担っていくものです。

消費者庁と消費生活センターの関係は？

消費者庁の設置により、全国の相談窓口と消費者庁が連携し、消費者の声が届くネットワークが出来ました。当センターでは、市民の皆さんからの相談を受付けるだけでなく、被害に会わないように未然防止・拡大防止のための啓発を更に図ると共に、被害が発生した際には、直ちに調査・分析などの対応を消費者庁に働きかけてまいります。

だまされないで！悪質商法！

市内のある地域の方から「防犯装置のような商品の販売業者が訪問してきて・・・」という情報が数件寄せられました。高齢の方が一人でいるときに訪問され、金額が高額だったことや説明があいまいで不審だというような内容でした。すぐに地域の自治会の方々が連絡を取り合い、啓発チラシを回覧するなどの対応で被害の防止が図られました。消費生活センターでは、このように皆さんからいただいた相談などの大切な情報を市民の消費生活の安全を守るために活用しています。契約まで至らない場合でも、しつこい電話勧誘や夜遅くに訪問販売の勧誘を受けたなど、不審なことがあった場合は、是非情報をお寄せください。

このような事例や消費生活トラブルに合ったときの解決法などを、日頃相談を受け付けている消費生活相談員が皆様の地域に出向いてお話をさせていただく「消費生活出前講座」を行っています。団体などでお集まりの際に気軽にご利用ください。(土・日曜日や夜間も実施しています)

